

# 麻薬施用者・管理者免許の継続申請について

## (1) 対象者

令和7年12月31日で免許の有効期間が満了する麻薬取扱者が対象です。

免許番号が「3」で始まる(例：3135999)免許証をお持ちの方のみが今回の申請の対象です。

## (2) 申請に必要な書類

### ア 申請書 (別記第1号様式)

申請書は免許の種別ごとに1部提出してください。なお、申請書様式は一部変更されていますので、新様式をご使用ください。申請書は県薬務課ホームページ「麻薬取扱者免許の継続申請手続きについて」からダウンロードできます。

神奈川県 麻薬免許 継続 

### イ 医師の診断書

申請者の「精神機能の障害」、「麻薬中毒又は覚醒剤の中毒」について医師が診断したもので、申請書提出時点で、診断日から起算して1か月以内のものが有効です。

### ウ 医師、歯科医師、獣医師又は薬剤師(管理者のみ)の免許証

申請窓口で原本もしくは写しを提示してください。写しの場合、免許証に裏書きがあるときは裏面の写しも必要です。

## (3) 申請にあたっての注意事項

ア いずれの書類も消せるボールペンによる記入は無効です。

イ 原則として申請書記載の内容で免許証を作成しますので、申請書の誤記載などで新免許証に誤りがあった場合は、記載事項変更届を提出していただきます。

ウ 申請書下段の住所、郵便番号及び氏名は、申請者の現住所地、郵便番号及び氏名を記載します。誤って病院等の所在地及び名称を記載しないようご注意ください。

エ 継続申請時点で、現免許の内容と相違がある方は記載事項変更届を届け出る必要があります。この場合は、記載事項変更届の欄外に「継続申請済み」と朱書きしてください。※行政区画の変更等の理由により住居表示が変更された場合は、記載事項変更届は不要ですが、申請書の欄外に「住居表示変更」と朱書きしてください。

オ 継続申請後に記載事項の変更予定がある方は、継続申請時に申請窓口にご相談ください。

カ 医師の診断書について、診断した医師の所属する病院又は診療所等の名称・所在地の記載漏れのないようご注意ください。

キ 引き続いて免許を取得しない場合は、業務廃止届等の提出が必要となります。  
県薬務課ホームページ「麻薬取扱者免許の継続申請手続きについて」内の「継続申請手続きを行わない方へ」(施用者・管理者)をご覧ください。

#### (4) 手数料・手数料納付方法

| 業務所在地                          | 手数料納付方法                                | 手数料     |
|--------------------------------|--|---------|
| 横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町 | 指定金融機関で納付書※により事前に納付し、「納付書・領収書」を申請窓口で提示 | 3,900 円 |
| 上記以外の県域                        | 申請窓口で現金納付またはキャッシュレス決済                  |         |

※納付書は申請窓口で事前に入手してください。

#### (5) 申請窓口

県薬務課ホームページ「麻薬取扱者免許の継続申請手続きについて」内の「申請(届出)窓口一覧」をご確認ください。

#### (6) 提出期間

令和7年10月1日(水)～令和7年10月31日(金)

#### (7) 新免許証の交付

令和8年1月5日(月)以降に、申請窓口で返納届及び現免許証と引き換え

※令和8年1月5日(月)以前に、麻薬を施用等する場合は、申請窓口にご相談ください。

※提出期間後に申請した場合は、交付が遅れる場合があります。

(問合せ先)

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課  
献血・薬物対策グループ  
電話 045-210-4964 (直通)